

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和四十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「伝統的建造物群保存地区」の下に「（知事が指定する区域を除く。）」を加える。
第五条第三項に次の一号を加える。

三 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等（前項第四号に掲げるものを除く。）であつて、当該広告物等に係る広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

第十二条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の下に「又はこれを所有し、若しくは占有する者」を、「補修」の下に「、除却」を加える。

第十二条の二第一項中「受けて広告物等」の下に「（規則で定めるものを除く。）」を加え、「で県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しないもの」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 規則で定める広告物等にあつては、前項の広告物等を管理する者は、法第十条第二項第三号イに規定する者（以下「屋外広告士」という。）その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならぬ。

第十二条の二次に次の一条を加える。

（点検）

第十二条の三 広告物等を所有し、又は占有する者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければ

ばならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前項の点検の結果の提出を求めることができる。

第二十条第一項中「者は、」の下に「第十二条の二第一項の規定により」を加え、「し、又は廃止」を削る。

第二十一条の二第五項中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の下に「又はこれを所有し、若しくは占有する者」を加える。

第二十一条の四第一項中「又は設置する者」を「若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者」に改める。

第二十一条の六中「又はこれを管理する者」を「若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者」に改める。

第三十一条第一項第一号を次のように改める。

一 屋外広告士

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定、第五条第三項に一号を加える改正規定並びに第十二条、第二十一条の二第五項、第二十一条の四第一項及び第二十一条の六の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例の規定による許可を受けて、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置している者に係る管理者設置義務及び管理者等の届出については、改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第十二条の二及び第二十条の規定にかかわらず、当該許可を受けている期間に限り、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けて表示している屋外広告物又は設置している掲出物件について、新条例第九条第一項の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。